

令和6年度版

移住・就業支援金 申請の手引き

静岡県島田市

目 次

	頁
1 対象者	1
2 移住先要件	3
3 支援金の額	6
4 申請書類	7
5 交付の条件	10
6 支援金の返還	10
7 申請の期限	11
8 問い合わせ先、申請書の提出先・提出方法	12
(参考) 申請書の記入例	13

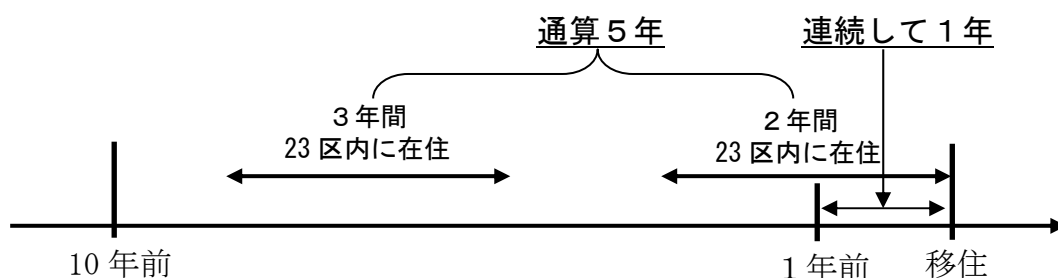
申請時において、次の「1 移住元要件」と「2 移住先要件」の両方を満たす方が支援金の対象者となります

1 移住元要件

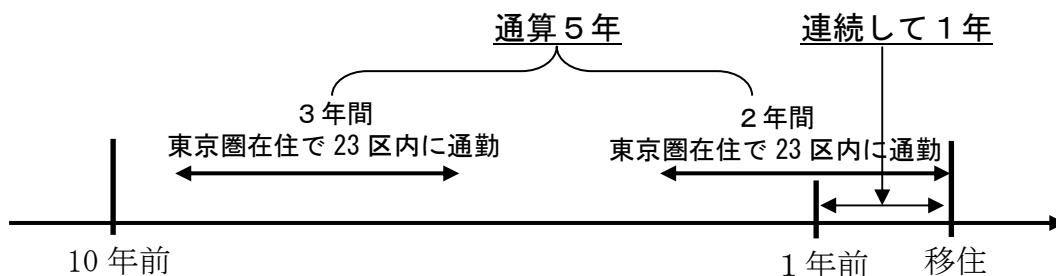
次の（１）と（２）の両方を満たす方

（１） 次のア、イのいずれかに該当

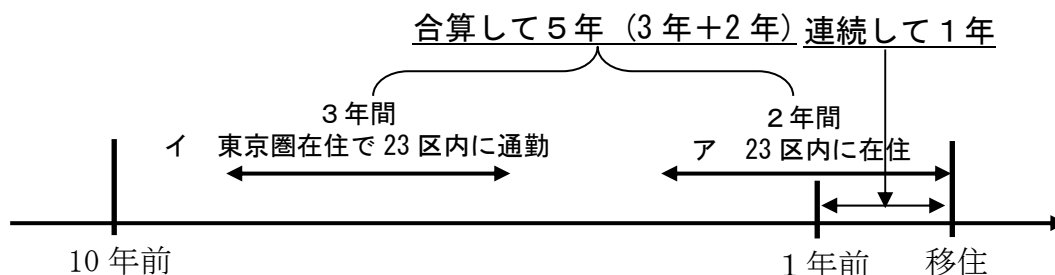
ア 島田市へ移住（※１）する直前の10年間のうち通算5年以上 かつ 移住する直前に連続して1年以上、「東京23区内に在住していたこと」



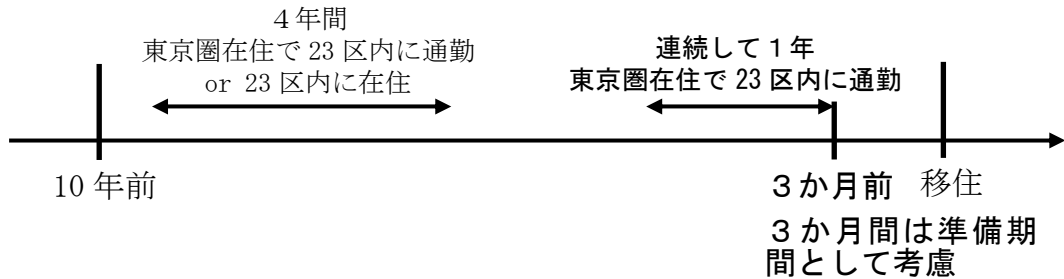
イ 島田市へ移住する直前の10年間のうち通算5年以上 かつ 移住する直前に連続して1年以上、「東京23区以外の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域（※２）以外の地域に在住し、東京23区内の法人等への通勤（※３）をしていたこと」



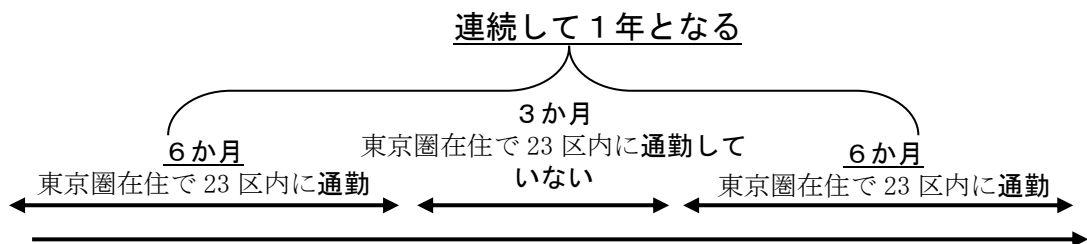
（注1）「ア 東京23区内に在住していたこと」と「イ 東京23区以外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内の法人等への通勤をしていたこと」を合算して、「移住する直前の10年間のうち通算5年以上 かつ 移住する直前に連続して1年以上」を満たしても対象となります。



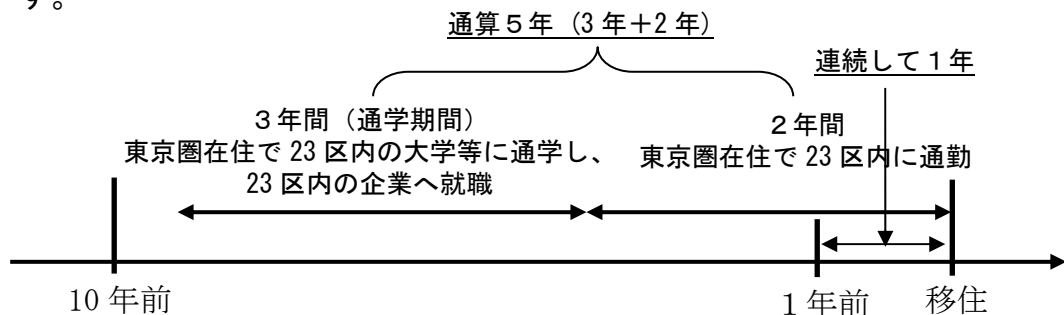
(注2) 「移住する直前に連続して1年以上、東京23区以外の東京圏に在住し、東京23区内の法人等への通勤」の「1年以上」の期間については、移住する3か月前までを起算点とすることができます。(ただし、3か月の期間中に東京圏(条件不利地域を除く)から転出している場合は対象外となります)



(注3) 「移住する直前に連続して1年以上、東京23区以外の東京圏に在住し、東京23区内の法人等への通勤」の「連続して」の「通勤」については、3か月以内の通勤していない期間であれば、連続しての通勤として取り扱います。



(注4) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間を修業年数を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として対象期間に加算できます。



※1 「移住」とは、住民票を島田市に異動し、生活の本拠を島田市へ移すことをいいます。また、移住する直前とは移住先の住民票記載の「転入日」を指します。

※2 「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。
東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三

宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小
鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総
市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、
大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

※3 雇用者としての通勤の場合は雇用保険の被保険者としての通勤に限り
ます。また、法人経営者、個人事業主、公務員として23区内へ通勤し
ていた方も対象となります。

(2) 次のア～ウの全てに該当

- ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- イ 日本人、又は外国人で永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、
定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ 移住する直前に在住していた市区町村において、最近1か年市区町村税
を滞納していないこと。

2 移住先要件

次のいずれかに該当する方

- 『(1)の要件を満たす移住、かつ、(2)の要件を満たす就業』
- 『(1)の要件を満たす移住、かつ、(3)の要件を満たす起業』
- 『(1)の要件を満たす移住、かつ、(4)の要件を満たす就業』
- 『(1)の要件を満たす移住、かつ、(5)の要件を満たすテレワーク』
- 『(1)の要件を満たす移住、かつ、(6)の要件を満たす市内出身者等』

(1) 移住に関する要件

次のア、イの両方に該当する必要があります。

- ア 支援金の申請時において、移住後1年以内であること。(ただし、令和6年3月31日以前の転入者については支援金の申請時において、移住後3か月以上1年以内であること。)
- イ 島田市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(2) 就業に関する要件（一般の場合）

次のア～キの全てに該当する必要があります。

- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 都道府県のマッチングサイト(※4)に掲載されている支援金対象求人に就業すること。
- ウ 申請者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務(※5)を務めている中小企業等への就業でないこと。
- エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において当該中小企業等に就業していること。(ただし、令和6年3月31日以前の転入者については、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において当該中小企業等に連続して3か月以上在職していること。)
- オ マッチングサイトに上記イの求人が支援金の対象として掲載された日以降に同求人への応募をした(※6)こと。
- カ 就業した当該中小企業等に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

※4 「マッチングサイト」とは、静岡県が東京圏の求職者と本県の中小企業等のマッチングを図るためのサイト「しずおか就職 net 内 静岡県移住・就業支援金求人サイト」や、その他の都道府県が同様の目的で開設するサイトをいいます。

○しずおか就職 net 内 静岡県移住・就業支援金求人サイト
(<https://shizuoka-job.jp/>)

※5 「経営を担う職務」とは、以下をいいます。

- 会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）
取締役、会計参与、監査役
- 社会福祉法人
理事、監事、評議員、会計監査人
- 医療法人、NPO 法人
理事、監事

※6 「応募をした」とは、採用面接の申込みを行ったことをいいます。

(3) 起業に関する要件

静岡県が実施する地域創生起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること(起業支援金の詳細については、起業支援金事務局 「(公

財) 静岡県産業振興財団 054-254-4511」へお問い合わせください。)

(4) 就業に関する要件 (専門人材の場合)

プロフェッショナル人材事業(※7)又は先導的人材マッチング事業(※8)を利用して(※9)令和3年3月1日以降に就業し、次のア～オの全てに該当する必要がある。

- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において就業していること。(ただし、令和6年3月31日以前の転入者については、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。)
- ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

※7 「プロフェッショナル人材事業」とは、各道府県に設置するプロフェッショナル人材戦略拠点が、地域企業と対話を重ね、「攻めの経営」への転進を促すとともに、人材のニーズを具体化し、職業紹介事業者等を介して、プロフェッショナル人材をマッチングする事業です。

※8 「先導的人材マッチング事業」とは、内閣府地方創生推進室が実施する事業で、地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携するなどしてハイレベルな経営人材等のマッチングを行う取組に対して支援を行うものです。

※9 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業の利用の有無については、就業先の企業へお問い合わせください。

(5) テレワークに関する要件

次の全てに該当する必要があります。

- ① 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により住民票を島田市に異動した場合であって、島田市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- ② デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ (地方創生テレワ

ーク型)) 及び地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。

※法人経営者や個人事業主の方は、個別に御相談ください。

(6) 市内出身者等に関する要件

島田市の出身者(※10)が、静岡県内の事業所にUターン就業し、次のア～ウの全てに該当する必要があります。

- ア 期間の定めのない労働契約(1週間の所定労働時間が20時間以上であることを条件とする契約に限る。)に基づいて雇用されていること。
- イ 申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- ウ 新規に雇用されていること。

※10 「島田市の出身者」とは、「過去に3年以上島田市の住民基本台帳に記録されたことがある者」、「過去に3年以上市内の勤務先への通勤又は高等学校への通学をしたことがある者」、又は「市内に2親等以内の親族が居住している者」をいいます。

3 支援金の額

支援金の額は次のとおりです。

区分	支援金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯(※11)での移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員(※12)を 帯同して移住する場合	18歳未満の世帯員1人につき 100万円を加算(上限200万円)

※11 2人以上の世帯については、次のア～エの全てに該当する世帯に限ります。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住する前の居住地において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後1年以内であること。(ただし、令和6年3月31日以前の転入者については、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後3か月以上1年以内

であること。)

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

※12 18歳未満の世帯員とは、申請年度の4月1日時点において18歳未満の世帯員をいいます。(原則としてどのような続柄であっても対象となりますが、申請者からみて18歳未満の世帯員が配偶者である場合は対象となりません。)

4 申請書類

支援金の申請に当たっては、次の書類を提出してください。

区分	申請書類チェック欄
(1) 全員が提出必須の書類	8 ページ
(2) 東京圏に在住し、23区内の法人等への通勤していた方のみ	9 ページ
(3) 東京圏に在住し、23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった方のみ	9 ページ
(4) 東京圏から 23 区内の大学に通学し、23区内の企業等へ就職した方のみ (通学期間も移住元としての対象期間に含める場合のみ)	9 ページ
(5) テレワークに関する要件に該当する法人経営者又は個人事業主の方のみ	9 ページ

(1) 全員が提出必須の書類

- 移住・就業支援金交付申請書（様式第1号）
- 移住・就業支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第2号）
- 口座振込依頼書
- 写真付き身分証明書のコピー
例：運転免許証、個人番号カード、パスポート等のコピー
- 住民票のコピー
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住元での住民票の除票（又は、戸籍の附票）のコピー
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住元での市区町村における最近1か年の滞納がないことを証する書類
例：市区町村税の完納証明書、納税証明書、非課税証明書等
※納税証明書の場合、転入した日の属する年度分とその前年度分の2年度分の証明書が必要な場合があります。

<以下は移住先の形態等で該当するものを提出>

- ① マッチングサイト経由の就業の場合
 - 就業証明書（様式第3号（その1））
※就業先で記載してもらってください。
- ② テレワークの場合
 - 就業証明書（様式第3号（その2））
※所属先企業等で記載してもらってください。
- ③ 市内出身者等（静岡県内の事業所にUターン就業）の場合
 - 就業証明書（様式第3号（その1））
※就業先で記載してもらってください。
 - 次のいずれかの書類
 - ・戸籍の附票（以前島田市に住所があった場合）のコピー
 - ・通勤していたことが分かる書類（市外から島田市内の事業所へ通勤していた場合）※当時の就業先で発行してもらってください。
 - ・卒業証明書（市外から島田市内の高校へ通学していた場合）※出身校で発行してもらってください。
 - ・戸籍謄本、住民票等の親族関係が分かる書類（2親等以内の親族が島田市内に居住している場合）
- ④ 起業の場合
 - 起業支援金の交付決定通知書のコピー

(2) 東京圏に在住し、23区内の法人等に通勤していた方のみ

- 移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

例：就業証明書、退職証明書、離職票等

※退職した法人等で発行してもらってください。

(3) 東京圏に在住し、23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった方のみ

- 移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類

例：開業届出済証明書、納税証明書、事業に伴う契約書、在勤地の不動産に係る賃貸借契約書等

(4) 東京圏から23区内の大学に通学し、23区内の企業等へ就職した方のみ

(注)通学期間を移住元としての対象期間に含める場合のみ

- 在学期間や卒業校を確認できる書類 例：卒業証明書、成績証明書等
- 移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

例：就業証明書、退職証明書、離職票等、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書等

※退職した法人等で発行してもらってください。

(5) テレワークに関する要件に該当する法人経営者又は個人事業主の方のみ

- 事業に係る納税証明書
- 移住元で行っていた業務を移住後も継続していることを確認できる書類
例：業務の取引に係る契約書、注文書（発注書）、注文請書（受注書）等
※移住前から申請時点まで同様の業務を行っていることが契約期間等により確認できるものとします。

(法人経営者の方のみ)

- 履歴事項全部証明書の写し ※発行後3か月以内のものに限ります

(個人事業主の方のみ)

- 開業届出済証明書の写し ※発行後3か月以内のものに限ります
- 個人事業の開業・廃業等届出書の写し

5 交付の条件

次の（１）と（２）は、交付を決定する際の条件となります。

- （１） 申請した日から５年以上継続して、島田市に居住し、かつ、就業・起業する意思を有していること。ただし、申請した日から５年以内に、島田市での居住が困難となった場合、又は支援金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たす移住先での中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに島田市役所に報告してその指示を受けなければならないこと。
- （２） 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び島田市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

6 支援金の返還

次の区分のいずれかに該当する場合は、支援金の全額又は半額を返還していただきます（ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市町長が認めた場合は対象外となる場合があります）。

- （１） 全額の返還
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 支援金の申請日から３年未満に市町から転出した場合
 - ウ 支援金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たす移住先での職を辞した場合
 - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合
- （２） 半額の返還
支援金の申請日から３年以上５年以内に市町から転出した場合

7 申請の期限

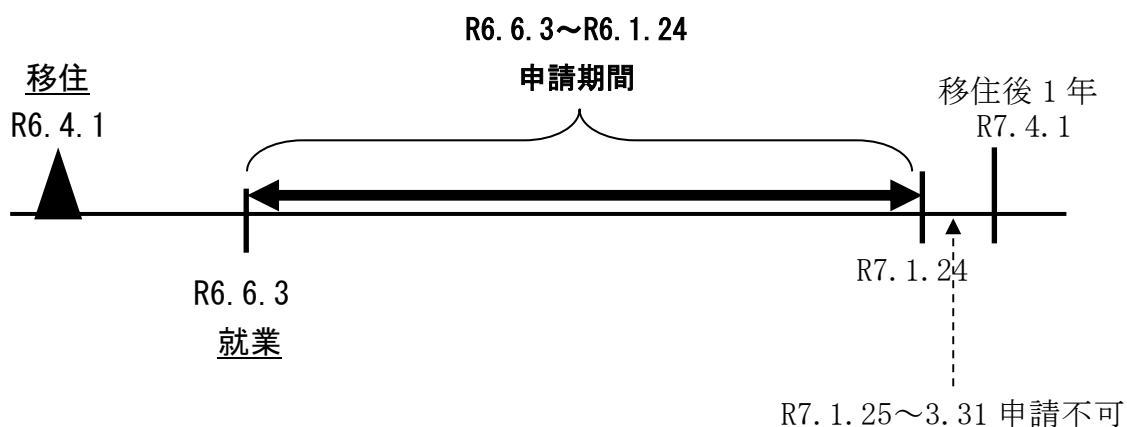
令和7年1月24日（金）までに申請してください。

※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たした場合は、なるべく早めに申請してください。

<申請期間>

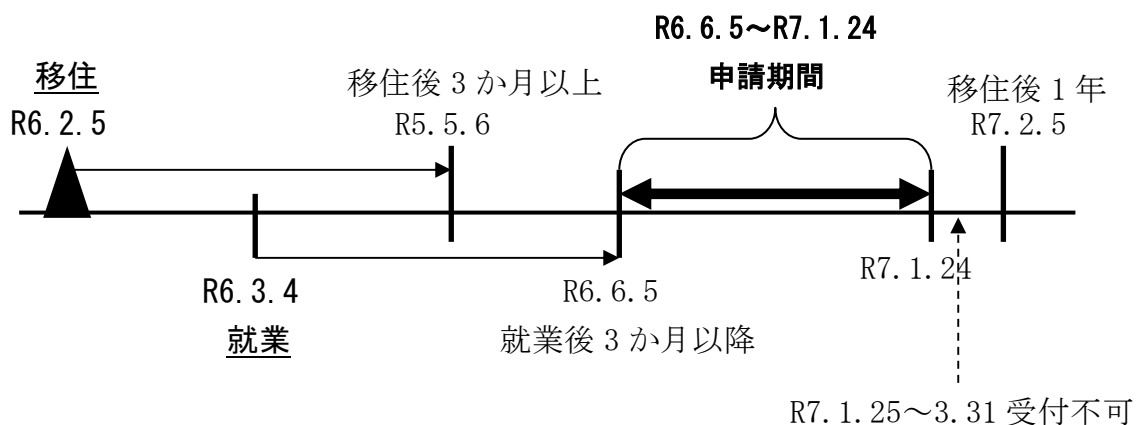
○パターン1

令和6年4月1日に移住し、同年6月3日に対象企業に就業した場合



○パターン2

令和6年2月5日に移住し、同年3月4日に対象企業に就業した場合



8 問い合わせ先、申請書の提出先・提出方法

(1) 問い合わせ先、申請書の提出先

島田市役所 地域生活部 市民協働課

〒427-8501 静岡県島田市中心町1番の1 島田市役所1階

電話番号 0547-36-7197 (直通)

F A X 0547-37-8200

E-Mail shiminkyodo@city.shimada.lg.jp

(2) 提出方法

島田市役所まで直接提出していただくか、郵送又はFAXで提出してください。

※ 郵送又はFAXでの場合は提出書類に不備がなかった場合のみ受付します。

様式第1号（第6条関係）

移住・就業支援金交付申請書兼実績報告書

令和 ●年 ●月 ●日

島田市長

住所 島田市●●町●●番地

氏名 ●● ●●

電話番号 ●●-●●●●

移住・就業支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請し、及び実績を報告します。

1 交付申請額 ●●●, ●●● 円

2 移住者人数 ● 人
 (うち18歳未満の世帯員の人数 ● 人)

3 就業の形態 (1) 中小企業等に就業
 (2) プロフェッショナル人材事業等の利用による就業
 (3) 県内事業所に就業 (4) テレワーク (5) 起業

4 移住元の住所

期 間	住 所
H●年 ●月 ●日～ H●年 ●月 ●日	東京都●●市●●町●●●●-●●
H●年 ●月 ●日～ R●年 ●月 ●日	●●県●●市●●町●●●●-●●
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	

5 東京都の特別区への通勤履歴

期 間	勤務先名称	勤務先所在地
H●年 ●月 ●日～ R●年 ●月 ●日	(株)●●●●●●●●	東京都●●区●●町 ●●●●番地
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		

6 東京都の特別区への通学履歴

期 間	通学先名称	通学先所在地
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		
年 月 日～ 年 月 日		

7 移住後の勤務状況

勤務先の名称及び 部署	
勤務先所在地	
通勤の頻度	週・月・年 回程度 / 通勤をしない / その他 ()

(注)

- 1 就業の形態は、該当する番号に○印を付けてください。
- 2 移住元の住所は、移住の日前10年間のうち通算して5年以上東京都の特別区又は東京圏のうち東京都の特別区及び条件不利地域を除いた区域に居住していたことが分かるよう、移住の日に最も近いものから順に記入してください。
- 3 東京都の特別区への通勤履歴は、東京圏のうち東京都の特別区及び条件不利地域を除いた区域に居住していた場合に記入してください。
- 4 東京都の特別区への通学履歴は、東京圏のうち東京都の特別区及び条件不利地域を除いた区域に居住していた場合で、大学等への通学期間を第3条第1号イに規定する期間に算入するときに記入してください。
- 5 移住後の勤務状況は、テレワークを行っている場合に記入してください。

様式第2号（第6条関係）

移住・就業支援金の交付の申請に係る誓約書兼同意書

移住・就業支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 移住・就業支援金の申請の日から5年以上継続して市内に居住します。
- (2) 移住・就業支援金の交付の対象となった勤務先に移住・就業支援金の申請の日から5年以上継続して勤務します。
- (3) 勤務先の役員等に3親等以内の親族はいません。
- (4) 島田市への移住は、自己の意思によるもので、勤務先の命令によるものではありません。
- (5) 起業支援金の申請の日から5年未満で起業支援金の交付の決定に係る補助対象事業を中止し、又は廃止しません。
- (6) 静岡県及び市から支援金に関する報告及び立入調査について求められた場合には、それに応じます。
- (7) 次の場合には、島田市補助金等交付規則及び島田市移住・就業支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 提出書類に虚偽の事項を記載し、その他不正の行為があった場合 全額
 - イ 支援金の申請日から3年未満で市外に転出した場合 全額
 - ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
 - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合 全額
 - オ 支援金の申請日から3年以上5年未満で市外へ転出した場合 半額

2 同意事項

- (1) 居住の状況を確認するために、市の職員が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 勤務の状況を確認するために、静岡県及び市が勤務先から勤務状況に関する情報を取得することに同意します。
- (3) 静岡県及び市が取得した個人情報を、他の都道府県において実施する移住・就業支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

(注) 1の(2)及び(3)の誓約事項並びに2の(2)の同意事項は支援金の交付に係る事業所に就業した者（1の(3)の誓約事項は、中小企業等に就業した者に限る。）が、1の(4)の誓約事項はテレワークを行っている者が、1の(5)の誓約事項は起業支援金の交付の決定を受けた者が対象です。

令和 ●年 ●月 ●日

島田市長

住所 島田市●●町●●●●番地
提出者

氏名 ●● ●●

世帯員 氏名 ●● ▲▲

氏名

申請者本人及び一緒に引越した世帯員の署名をお願いします。

就業先で記入してもらってください。記入内容について、島田市が就業先へ問い合わせる場合があります。

就業証明書（テレワーク以外の場合）

令和 ●年 ●月 ●日

島田市長

所在地 ●●市●●町●●●●番地

勤務先 名称 株式会社●●●●●●

代表者氏名 代表取締役 ●● ●●

電話番号 ●●●●-●●●●-●●●●●●

次のとおり相違ないことを証明します。

なお、勤務者の勤務状況等の情報を静岡県及び島田市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

勤務者氏名	●● ●●
勤務者住所	島田市●●町●●●●番地
勤務先所在地	●●市●●町●●●●番地
勤務先電話番号	●●●●-●●●●-●●●●●●
就業年月日	令和 ●年 ●月 ●日
応募受付年月日	令和 ●年 ●月 ●日
雇用形態	常勤雇用
雇用期間	<input checked="" type="checkbox"/> 1週間の所定労働時間が20時間以上である無期雇用
所定労働時間	1週間当たり ●時間 ●分
勤務者と役員等との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務者の3親等以内の親族が役員等にはいない。
プロフェッショナル人材事業等利用	<input checked="" type="checkbox"/> 目的達成後に離職することが前提ではない。
	<input checked="" type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業
問合せ先	所属 担当者氏名

(注)

- 1 雇用期間の欄は、□にレ印を記入してください。
- 2 勤務者と役員等との関係の欄は、中小企業等に就業している場合に、□にレ印を記入してください。
- 3 プロフェッショナル人材事業等利用の欄は、プロフェッショナル人材事業等を利用した場合に、該当する□にレ印を記入してください。

就業先で記入してもらってください。記入内容について、島田市が就業先へ問い合わせる場合があります。

就業証明書（テレワークの場合）

令和 ●年 ●月 ●日

島田市長

所在地 東京都●●区●●町●番●号
 名称 株式会社●●●●●●
 勤務先 代表者氏名 代表取締役 ●● ●●
 電話番号 ●●-●●●●●-●●●●●

次のとおり相違ないことを証明します。

なお、勤務者の勤務状況等の情報を静岡県及び島田市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

勤務者氏名	●● ●●
勤務者住所 (移住前)	東京都
勤務者住所 (移住後)	静岡県島田市●●町●●●●●番地
勤務先所在地	東京都●●区●●町●●番●●号
勤務先電話番号	●●-●●●●●-●●●●●
通勤の頻度	週・ <input type="text" value="月"/> ・年 ● 回程度 / 通勤をしない / その他 ()
移住の意思	<input checked="" type="checkbox"/> 職務命令に基づく転勤、出向、出張、研修等でなく、本人の意思による移住である。
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 移住の前に従事していた業務をテレワークにより引き続き行っている。
資金提供	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務者に対し、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））及び地方創生テレワーク交付金を活用した資金提供を行っていない。
通勤手当の支給	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務者に対し、通勤手当を支給していない。
問合せ先	所属 ●●●●部●●●●課 担当者氏名 ●● ●●

(注) 移住の意思の欄、業務内容の欄、資金提供の欄及び通勤手当の支給の欄は、□に

レ印を記入してください。

